## 第 27 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開会日 令和6年5月16日(木)

場 所 文化会館たづくり 1001学習室

開会時間 午後3時5分

## 出席委員

1番委員	荒	井	啓	子	2番委員	野	口	_	盛
3番委員	斉	藤	喜	兆	4番委員	杉	﨑	<b>→</b> Ξ	三六
5番委員	杉	本	明	彦	6番委員	林			隆
8番委員	杉	本	冨美	美男	9番委員	倉	田	邦	昭
10番委員	榎	本	弘	行	11番委員	Щ	П	祐	$\vec{-}$
12番委員	山	内	亜棉	村子	13番委員	矢が	r崎	宏	始
14番委員	吉	井	美華	善子	15番委員	藏	見	洋	久
16番委員	田	中	敏	夫	17番委員	石	原	康	裕
19番委員	荻	本	末	子	20番委員	篠	宮		稔

## 欠席委員

7番委員 戸坂昭一 18番委員 加納松男

## 事務局

 局長
 元木勇治
 次長
 髙橋夏美

 書記
 佐野純子
 書記
 谷合広美

〇元木事務局長 それでは、ただいまから第27回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ18人の出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定 による定足数に達していることを御報告します。

なお、7番議席の戸坂委員、18番議席の加納委員は、本日、都合により欠席する旨の連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を矢ヶ崎会長、よろしくお願いします。

○議長(矢ヶ崎会長) 皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中、お集まりいただきま して、誠にありがとうございます。

さて、例年、7月に実施していました農地利用状況調査、農地パトロールを暑さ対策と して来月に実施しますので、皆様の御協力お願いします。

また、農地利用状況調査の後に有志の懇親会を開催しますので、ぜひ農業委員の皆様には参加をよろしくお願いいたします。

本日の総会終了後についてですが、企業的農業経営と農業後継者顕彰の候補者の推薦について農業委員の皆様に相談しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、20番議席の篠宮委員、1番議席の荒井委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題とします。会期の日程は、本日1日 としたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、そのように決定します。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。報告第11号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第12号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、以上2件を事務局から説明します。

○佐野書記 それでは、報告第11号を御覧ください。報告第11号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の所有権の移転を行わずに農地を農地以外の地目に転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は深大寺南町1丁目●番●外1筆、面積は合計で539

平方メートルであり、申請人は●●●氏であります。

これらの土地は柏野小学校の北西側にある土地で、生産緑地ではありませんでしたが、今般、自己転用で駐車場の建設が計画され、地目の変更をするものであります。加納委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

なお、4月4日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、4月10日 に受理通知書を交付しております。

次のページをお願いします。報告第12号を御覧ください。報告第12号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」であります。この届出は、土地の権利の移動や借地権の設定を行い、農地を農地以外のものに転用するものです。

番号1を御覧ください。土地の所在は柴崎2丁目●番●外1筆、面積は合計で244平方メートルであります。譲渡人は●●●氏、譲受人はタクトホーム株式会社であり、転用目的は戸建て住宅建設であります。倉田委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

これらの土地は上ノ原小学校の西側にある土地であり、生産緑地ではありませんでしたが、今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。

なお、4月3日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、4月8日 に受理通知書を交付しております。

番号2を御覧ください。土地の所在は深大寺東町4丁目●番●外1筆、面積は合計で1,017平方メートルであります。譲渡人は●●●氏、譲受人は株式会社イーカムであり、転用目的は戸建て住宅建設であります。杉本冨美男委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。

これらの土地は都立神代植物公園の東側にある土地であり、以前は生産緑地でしたが、 令和5年12月に相続による買取り申出がなされ、令和6年3月に行為制限の解除となって おりました。今般、土地活用を図り、所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され、 地目の変更をするものであります。

なお、4月11日に届出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、4月15日 に受理通知書を交付しております。

専決処分の報告についての説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から2件の説明がありましたことについて何か御質問、御意見

がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

御質問、御意見もないようですので、報告の2件について承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、日程第4の報告事項を議題とします。ア、令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、イ、令和6年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について、ウ、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明(引き続き農業経営を行っている旨の証明)について、以上3件を事務局より説明します。

○髙橋事務局次長 それでは、報告事項について御説明いたします。

それでは、報告事項ア、令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてであります。

点検・評価の前に、まず最適化活動について御説明します。

農業委員等の活動は、農地等の利用の最適化を推進するという目標を達成するため、取り組むべき事項が決められております。農業委員等が実施する農地等の利用の最適化を推進する活動、最適化活動とは、農地の出し手及び受け手の意向把握、意向を踏まえた農地のあっせん、農地の定期的な見回りなどです。農業委員等は、この最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要があります。

そのため、毎年度、年度初めに農業委員会における最適化活動の活動目標を設定し、その活動日数の目標を月6日と定め、活動成果の見える化のため、委員の個々の活動は、活動記録カードを活用して記録いただいております。

令和5年度の活動の実施状況と目標の達成状況を集約いたしましたので、本日、点検・ 評価し、その結果をホームページで公表しまして、東京都へも報告します。

では、資料、報告事項ア、令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、別紙様式4を御覧ください。

1、最適化活動の成果目標は、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消等、(3)新規参入の促進の3つです。市街化区域農地のみの調布市農業委員会の活動目標は、(2)遊休農地の解消等のみですが、市内に遊休農地はありませんので、令和5年度の目標、実績ともにゼロへクタールです。

2、最適化活動の活動目標については、最適化活動を行う調布市の農業委員の人数は20 人、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数の目標は6日です。集計の結果、月当たりの活動日数の平均の実績は5.08日でした。

なお、参考までに令和4年度の実績は3.83日でした。

以上を踏まえ、3、点検・評価結果について、調布市の農業委員の人数、20人全員が遊休農地の発生、防止という目標に対して、期待どおりの結果が得られたとなります。

令和6年度も引き続き最適化活動の推進に努め、日頃の活動内容を漏れなく記録してい ただければと思います。

報告事項アについての説明は以上です。

○佐野書記 次のページをお願いします。資料、報告事項イを御覧ください。令和6年 度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況となります。

最初の表、令和6年度農業委員会審議状況について(1)、2段目、区分、今回総会での審議状況を御覧ください。農地法第3条の許可申請、第3条の3の届出、第18条その他のものはありませんでした。

下の表、令和6年度農業委員会審議状況について(2)を御覧ください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届出は件数1件、面積539平方メートル、所有権の移転、賃借権の設定を伴う農地法第5条の届出が件数2件、面積1,261平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表、令和6年度目的別農地転用状況について御説明いたします。 真ん中の表の令和6年度農業委員会審議状況について(2)、宅地として農地転用したものの 内容でございますが、今回総会審議状況で前回から変更となった部分でございます。農地 法第4条では、表の上から4段目、駐車場に転用したものが件数1件、面積539平方メート ルであります。農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが 件数4件、面積1,814.02平方メートルであります。

内訳の合計は、表の右の合計欄、件数5件、面積2,353.02平方メートルであります。

次のページをお願いします。資料、報告事項ウを御覧ください。租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明(引き続き農業経営を行っている旨の証明)についてであります。これは、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものです。

番号1について御説明いたします。土地の所在は深大寺北町3丁目●番●外11筆、面積は

合計で1万6,728.66平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は篠宮かね子氏です。●● ● 委員が現地確認をしております。

番号2について御説明いたします。深大寺東町4丁目●番●外18筆、面積は合計で7,000. 76平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●氏です。杉本富美男委員が現地確認をしております。

番号4について御説明いたします。入間町1丁目●番●外11筆、面積は合計で4,484.53平 方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●氏です。藏見委員が現地確認をしております。

番号5について御説明いたします。深大寺元町5丁目●番●外3筆、面積は合計で3,523 平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●氏です。加納委員が現地確認をして おります。

番号6について御説明いたします。佐須町4丁目●番●外16筆、面積は合計で3,993平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●氏です。田中副会長が現地確認をしております。

なお、番号1から6につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行して おります。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたことについて何か質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」との声あり)

ほかに御質問、御意見もないようですので、報告の3件を承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明します。

○元木事務局長 それでは、その他報告及び連絡事項を事務局から連絡いたします。 まず(1)の総会日程についてということで、次回の総会は令和6年6月20日木曜日午後3 時から調布市文化会館たづくり1001学習室で開催いたします。なお、役員会は同日午後2 時30分からですので、よろしくお願いいたします。

次に、(2)の第57回通常総会の開催についてです。令和6年5月15日水曜日午後2時から JA東京南新宿ビルで東京都都市農政推進協議会主催の第57回通常総会が開催されました。 当日は、令和5年度事業報告などの議事があり、農業委員会会長が出席されました。

次に、(3)令和6年度通常総会の開催についてです。令和6年5月20日午後3時30分から 武蔵野市役所で北多摩地区農業委員会連合会主催の令和6年度通常総会が開催されます。 当日は、令和5年度事業報告などの議事があり、農業委員会会長が出席する予定です。 事務局からの説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたことについて何か御質問がありましたら お願いいたします。

(「なし」との声あり)

ほかに御質問、御意見もないようですので、説明のとおりといたします。

それでは、本日の日程は全て終了しましたので、これで第23期第27回農業委員会総会を 閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後3時23分

調布市農業委員会議事規則第13条の規定によりここに署名押印します。

年 月 日

議長

署名委員

20番委員

1番委員